

デイサービスセンターふれあいの郷 利用契約書

地域密着型通所介護を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

館山特別養護老人ホーム デイサービスセンターふれあいの郷（以下、「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、要介護認定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護を提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

- 2 事業者は、地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

第2条（契約期間と更新）

この契約書の契約期間は、契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

第3条（運営規定の概要）

事業者の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、通所介護サービスの内容等）、従業員の勤務体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条（通所介護計画の作成・変更）

事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、通所介護計画を作成し、通所介護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

- 2 通所介護計画には、利用中の生活等の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する通所介護サービスの目的に従い、通所介護計画の変更を行います。
 - (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該通所介護計画を

変更する必要がある場合。

(2) 利用者が通所介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。

- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、通所介護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対して説明し、その同意を得るものとします。

第5条（通所介護サービスの内容及びその提供）

事業者は、通所介護計画に沿って、「重要事項説明書」に記載した内容の通所介護サービスを提供します。

- 2 事業者は、利用者に対して通所介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。
- 3 事業者は、利用者の通所介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- 4 利用者及びその後見人又は家族は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。

第6条（居宅介護支援事業所との連携）

事業者は、利用者に対して通所介護サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7条（協力義務）

利用者は、事業者が利用者のために通所介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第8条（苦情対応）

事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した通所介護サービスについて利用者、その後見人又は家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 事業者は、利用者、その後見人又は家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いをすることはできません。
- 3 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第9条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の容態の急変が生じた場合、

その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第10条（利用者負担金及びその変更）

事業者が提供する通所介護サービスの利用料やその他の費用は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を事業者に支払います。支払方法は、以下の2通りから選べます。

（1）現金による支払い

（2）当事業所指定の金融機関への口座振込（通帳からの自動口座振替を利用できます。

ただし、振込手数料はお客様の負担になりますのでご了承下さい）

3 事業者は、提供する通所介護サービスのうち、介護保険の適用を受けていないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者は、前2項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者に請求することができます。

（1）事業所の通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅から、利用者を送迎する場合に要する費用

（2）食事の提供に要する費用

（3）おむつ代

（4）通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

5 事業者は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

6 事業者は、利用者の都合で通所介護サービスの利用を中止されても、キャンセル料を請求することはありません。

7 事業者は、通所介護サービスの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに利用者に対して文書により通知し、同意を得ます。

第11条（利用者負担金の滞納）

利用者が正当な理由なく利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により30日以上期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うものとします。

3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合に

は文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由として通所介護サービスの提供を拒むことはありません。

第12条（秘密保持・個人情報の保護）

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います）を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約満了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- (1) 介護サービスの提供を受けるに当たり、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。

- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。

- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときに、医師・看護師等へ説明をする場合。

- (4) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。

- (5) 事業所内の広報物

- 3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第13条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対して、1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情があるとき。

- (2) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき。

- (3) 事業者が、利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

第14条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- (2) 第11条による場合。

- (3) 利用者が法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第15条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

- （１）利用者が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- （２）第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに、利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- （３）第13条に基づき、利用者が契約を解約したとき。
- （４）第11条3項又は第14条に基づき、事業者が契約を解除したとき。
- （５）利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- （６）利用者が、死亡したとき。

第16条（損害賠償）

事業者は、サービス提供にあたって故意または過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- （１）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して障害が発生した場合。
- （２）利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれに告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して障害が発生した場合。
- （３）利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- （４）利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第17条（代理人）

利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第18条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（契約外事項）

この契約に定めない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者と事業者

双方の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印のうえ1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

《利用者》

住 所

氏 名

印

《利用者代理人（選任した場合）》

住 所

氏 名

印 続柄（ ）

《事業者》

事業所所在地

千葉県館山市湊 373番地

法 人 名

社会福祉法人 館山老人ホーム

事 業 所 名

館山特別養護老人ホーム

デイサービスセンター ふれあいの郷

（事業所番号 1271000059）

代 表 者 名

理 事 長

近 藤 好 雄